

京都市長 門川大作 様

## 質問・要望書

### 国内の難民である東日本大震災・原発事故避難者への住宅無償支援継続を求めます

平素より市民のいのちと暮らしを守る市政を心がけてくださってありがとうございます。私どもは原発災害を案じている市民です。

東日本大震災・東電福島原発事故から6年近くが経過し、国や福島県は避難者の帰還を促していますが、状況はますます深刻になっています。福島県で小児甲状腺がんまたは疑いと診断された子どもは183名になり、手術をした145人ががんと確定しています(2016年12月27日福島県民健康調査検討委員会資料)。また、検診が義務づけられていない福島県外でも小児甲状腺がんが発生し、既に手術を受けた子どもにはリンパ節転移など重症化したものも多く見られます(3・11 甲状腺がん子ども基金調査)。大人も含めて健康不安のある汚染地域に帰還することはできません。

福島原発事故は、大量の放射能をまき散らした放射能災害です。復旧の目処が立たない災害です。災害被災者は社会的に保護されなければなりません。行政にはその責務があります。東日本大震災・原発事故避難者への仮設住宅に準ずるような住宅無償支援を4月以降も続けるべきです。避難者の強制退去は人権侵害です。

避難指示解除区域外の避難者(自主避難者)も生活に困っています。震災・事故前は普通の生活ができていました。しかし、母子避難による二重生活の経済的負担、原発事故がきっかけの離婚、非正規での就業、病気、高齢化等々新たな問題に直面し、避難生活の厳しさから心を病んでしまった人もいます。何の落ち度もないのにふるさとを奪われ、家があるのに帰れない避難者のやり場のないつらさ、目に見えない色も臭いもない放射能の恐怖、子どもにこれ以上放射能を浴びさせたくないという親の思いを察してください。国や福島県が線引きした行政区で放射能は止まりません。「子ども被災者支援法」第2条2には、「被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第8条一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意志によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」と記されており、行政は避難者を支援しなければなりません。

北海道・山形県・京都府・奈良県・鳥取県・愛媛県は住宅無償提供延長、秋田県・山形県・新潟県・沖縄県では家賃・転居費補助等の独自施策を決めています(毎日新聞 1/6 朝刊)。特に奈良県は県営住宅基本条例に基づき、国に求償することなく東日本震災大震災・原発事故避難者の住宅無償支援を無期限で行っています。

さらに避難者を受け入れたことによって京都市には2億3千万円もの特別交付税・求償額(別紙一覧表)が支払われています。「一般市民との平等化を図るため」と言って打ち切りを正当化しますが、これまで避難者の保護は財政的な裏付けもあったのです。「自主避難者」の住宅無償支援は道義的にも財政的にも可能です。

昨今、戦争と災害により故郷を追われ難民となり苦しむ多くの人々を温かく受け入れ、国際的に貢献できるかが大きな課題です。京都市在住の東日本大震災・原発事故避難者は、海外から見れば難民

と同様、故郷を奪われた人々です。関西・京都市は、事故後このような国内難民の方々を温かく迎えました。しかし6年近くが経ち、被災県からの要請がなくなったという理由だけで追い出すことは、避難者が再び難民となることと同じです。本人には何の落ち度もなく避難せざるを得なかった方々の生活状況と意思を尊重した対策が必要です。原発事故に対しては、通常とは異なる特別な対策が必要です。

京都市に住む日本大震災・原発事故避難者は、私たち関西・京都の市民に生きる大切さを教えてくれています。避難者の存在は、これまでもこれからもこの地を豊かにし続けているのです。

以上の理由により、下記要望します。

#### 記

#### 質 問

1. 奈良県が行っている避難者住宅援助条件を京都市が行えない理由はありますか。ある場合、奈良県と異なる条件を教えてください。
2. 避難者を今まで受け入れていた京都市の住居は避難者が入居されていなければ、どのような家賃で入居されている住居でしたか。2011年3月の東日本大震災・原発事故後に避難者が入居されていた、または現在入居されている住宅の中で、本来は京都市が空けたまま維持する住居はありますか。あれば、何軒ですか。

#### 要 望 事 項

1. 本年4月1日以降も京都市の独自政策として仮設住宅に準ずるような「自主避難者」への住宅無償支援を続けてください。
2. 他の自治体でも行われている「敷金免除」や、引っ越し費用等が必要な場合はその費用を市が負担してください。
3. 現在の入居者に対して、退居を迫らないでください。

この要望について、至急に、回答と協議の場を要求します。

2017年3月6日

提出団体：京都の原発防災を考える会／避難計画を案ずる関西連絡会

この件の連絡先：グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103

TEL：075-701-7223 FAX：075-702-1952

賛同団体：

- アジェンダ・プロジェクト京都 [京都府]
- 認定 NPO 法人環境市民 [京都府]
- グリーン・アクション [京都府]
- 子どもたちに未来をわたしたい・大阪の会 [大阪府]
- 市民環境研究所 [京都府]
- 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 [大阪府]
- 3.11 ゆいネット京田辺 [京都府]

[京都市情報公開条例第 10 条第 1 項に基づき入手した資料により作成]

「被災者の受入に要する経費調べ（平成 23 年度～平成 28 年度）」、「東日本大震災に係る災害救助法 35 条の規定による被災県への救助に要した経費の求償について（集計表）」から作成

東日本大震災被災者受け入れに係る特別交付税内訳（京都市）

	年度	住宅無償提供	その他	合計
交付税	2011 年度	¥0	¥45,820,000	¥45,820,000
	2012 年度	¥760,000	¥45,964,000	¥46,724,000
	2013 年度	¥424,000	¥18,998,000	¥19,422,000
	2014 年度	¥706,000	¥18,512,000	¥19,218,000
	2015 年度	¥624,000	¥7,958,000	¥8,582,000
	2016 年度	¥493,000	¥0	¥493,000
	合計	¥3,007,000	¥137,252,000	¥140,259,000

被災県への救助に要した経費の求償（京都市）

	応急仮設住宅*	その他	合計
求償	¥56,916,648	¥164,158,566	¥221,075,214

\*「応急仮設住宅」を該当項目とした。なお、求償の内訳資料未入手のため、この項目の住宅無償提供額は不明。